

## 国立大学法人名古屋工業大学における研究情報・データの適正な取扱いに関する要項

### (趣旨)

第1条 この要項は、名古屋工業大学研究者倫理に関するガイドライン（平成18年2月10日制定。以下「ガイドライン」という。）第4条の規定に基づき、研究情報・データの適正な取扱いに関し必要な事項を定める。

### (研究情報・データの適正な取扱いに関する教育・指導)

第2条 研究主宰者は、教職員、大学院生、学部学生等研究に携わるすべての者（以下、「研究者等」という。）に対し、研究倫理教育の一環として、この要項に基づいた研究情報・データの適正な取扱いについて、教育・指導を行わなければならない。

### (実験ノートの取扱い)

第3条 研究者等は、実験・観察をはじめとする研究活動において、その過程を実験ノート等の形で記録に残さなければならない。実験ノートには、実験等の操作記録やデータ取得の条件等、後日の利用・検証に十分な情報を記載し、かつ事後に実験ノートの改変ができない形で作成しなければならない。実験ノートは、できる限り詳細に記載し、それを読めば追試が可能な内容にしなければならない。実験ノートは、研究活動の一次情報記録として適切に保管しなければならない。

### (論文、報告等及び研究資料の取扱い)

第4条 研究者等は、論文や報告等、研究成果発表のもととなった研究資料（文書、実験ノート、数値データ、画像等をいう。以下同じ。）を、後日の利用・検証に堪えるよう適正な形で保存しなければならない。保存に際しては、後日の利用及び参照が可能となるようにデータの整備や検索の可能性及び追跡の可能性の担保に留意しなければならない。

### (研究資料の保存方法)

第5条 研究資料の保存期間は、原則として、当該論文等の発表後10年間とする。電子化データは、整理・管理と適切なバックアップの作成により再利用可能な形で保存しなければならない。なお、紙媒体の研究資料についても少なくとも10年の保存が望ましいが、保管スペースの制約などやむを得ない事情がある場合には、文書電子化を行うなどして、合理的な範囲で廃棄することも可能とする。なお、この要項に定める保存期間の終了以前に、合理的な理由なく故意に廃棄した場合は、不正行為とみなされる場合がある。

2 研究資料の中に、法令等により保存期間が規定されるものがある場合には、その法令等の定める期間に従わなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、共同研究機関等の外部からの研究資料を受領する場合に

において、資料の保存期間に関する契約又は取決めが別途ある場合には、契約等で定められた期間に従わなければならない。

(試料等の保存方法)

第6条 試料(実験材料、標本)や装置等の「もの」については、当該論文等の発表後5年間保存することを原則とする。ただし、保存・保管が本質的に困難なもの(不安定物質、実験自体で消費されてしまう試料等)や、保存に多大なコストがかかるもの(保管スペース、生物系試料等)についてはこの限りでない。

(転出者等の研究資料等の取扱い)

第7条 研究主宰者は、自らのグループの研究者の転出や退職に際して、当該研究者の研究活動に関わる研究資料等のうち保存すべきものについて、バックアップをとって保管する、又は所在を確認し追跡可能としておくなどの措置を講じなければならない。また、研究主宰者自身が転出又は退職する場合には、研究主宰者は前段に準じた措置を講じ、大学、研究室等に適切に研究資料等を引き継がなければならない。

(その他研究資料等の取扱い)

第8条 研究者等は、個人データ等、その扱いに法的規制があるものや倫理上の配慮を必要とするものについては、それらの規制やガイドラインに従わなければならない。また、特定の研究プロジェクトに関し、成果物の取扱いについて資金提供機関による取決め等がある場合にはそれに従わなければならない。

(開示)

第9条 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を定められた期間、適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。なお、転出や退職後もその責務を負うものとする。

附 記

この要項は、平成28年3月17日から実施し、平成28年4月1日から適用する。